

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                  |
|-------|-----------------------|
| 5     | 市税の滞納整理に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、市税の滞納整理に関する事務における特定個人情報保護ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

須坂市長

## 公表日

令和5年2月18日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 市税の滞納整理に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 須坂市では、地方税法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律、国税徴収法などに基づき、市税等を納期限までに納付しなかった市民に対して、滞納処分等の滞納整理を行う。                               |
| ③システムの名称                 | 1. 滞納整理システム<br>2. 税宛名システム<br>3. 団体内統合宛名システム<br>4. 地方税ポータル(eLTAX)システム<br>5. 中間サーバ                                    |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 収納情報管理ファイル               |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第一の16<br>番号法第9条第1項 別表第一の16の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8項 別表第二 27の項<br>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 総務部 税務課   |
| ②所属長の役職名                 | 税務課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 総務部総務課庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話 026-245-1400 内線3115   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 総務部税務課 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話 026-248-9001   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年4月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年4月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |  |  |
|---|--|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |  |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                         | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |  |  |
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明            |
|-----------|---|---|--|------|----------------------|
| 令和1年6月10日 | 5②所属長の役職名                                 | 税務課長 青木一浩   | 税務課長 滝澤永造  | 事後   | 人事異動                 |
| 令和3年3月1日  | 表紙 評価実施機関                                 | 長野県須坂市長   | 須坂市長   | 事後   | 見直しによる表記の統一          |
| 令和3年3月1日  | 1③システムの名称                                 | 滞納管理システム  | 滞納整理システム、税宛名システム、地方税ポータル(eLTAX)システム、中間サーバー                                       | 事後   | 訂正                   |
| 令和3年3月1日  | 5②所属長の役職名                                 | 税務課長 滝澤永造   | 税務課長   | 事後   | 見直しによる表記の統一          |
| 令和3年3月1日  | 7請求先                                      | 総務部総務課行政改革推進係                                     | 総務部総務課庶務係  | 事後   | 組織変更                 |
| 令和3年3月1日  | 8問合せ                                      | 総務部税務課取税係〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1電話番号026-245- | 総務部税務課〒382-8511長野県須坂市大字須坂1528番地の1  | 事後   | 見直しによる表記の統一          |
| 令和3年3月1日  | II 1.2 いくつかの時点の計数か                        | 平成27年4月1日   | 令和3年3月1日   | 事後   | 公表日の計数               |
| 令和4年4月1日  | 1③システムの名称                                 | 滞納整理システム、税宛名システム、地方税ポータル(eLTAX)システム、中間サーバー        | 1. 滞納整理システム<br>2. 税宛名システム<br>3. 団体内統合宛名システム<br>4. 地方税ポータル(eLTAX)システム<br>5. 中間サーバ | 事後   | 見直しによる表記の統一          |
| 令和4年4月1日  | Vリスク対策<br>8. 監査                           | [○]自己点検   | [○]自己点検 [○]内部監査  | 事後   | 内部監査実施に伴う変更          |
| 令和4年4月1日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数                    | 令和3年3月1日  | 令和4年4月1日   | 事後   | 公表日の計数               |
| 令和4年4月1日  | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数                    | 令和3年3月1日  | 令和4年4月1日   | 事後   | 公表日の計数               |
| 令和5年1月4日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークによる情報連携<br>①実施の有無  | 実施しない   | 実施する   | 事前   | 公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加 |
| 令和5年1月4日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークによる情報連携<br>②法令上の根拠 |   | 番号法第19条第8項 別表第二 27の項<br>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7項          | 事前   | 公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加 |
| 令和5年2月17日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数                    | 1万人以上10万人未満                                       | 1,000人以上1万人未満  | 事後   | R3年5月事故発生に伴う変更       |
| 令和5年2月17日 | II しきい値判断項目<br>3. 重大事故                    | 発生なし  | 発生あり   | 事後   | R3年5月事故発生に伴う変更       |
| 令和5年2月18日 | II しきい値判断項目<br>3. 重大事故                    | 発生あり  | 発生なし   | 事後   | 見直しに伴う修正             |
| 令和4年4月1日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数                    | 令和4年4月1日  | 令和5年4月1日   | 事前   | 公表日の計数               |
| 令和4年4月1日  | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数                    | 令和4年4月1日  | 令和5年4月1日   | 事前   | 公表日の計数               |